

## 令和7年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和7年第4回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和7年12月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	水ノ江晴敏
2番	山口秀信	9番	亀元公一
3番	高橋恵司	10番	岡田選子
4番	中山恵	11番	井手幸子
5番	廣瀬猛	12番	住吉浩徳
6番	名倉亮介	13番	近藤進也
7番	松野俊子	14番	垣内美由紀

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和7年12月 定例会  
(第4回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和7年12月9日

水巻町議会

## 令和7年第4回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和7年12月9日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

### **日程第1 議案第48号**

議 長（白石雄二）

日程第1、議案第48号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第48号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、長期化している物価高騰により、多くの町民・町内事業者が影響を受けている状況を鑑み、国の総合経済対策に基づく補正予算の成立を待つことなく、できる限り早期に町独自の支援策を実施し、全町民の生活支援と町内商工事業者の事業継続の下支えを行うための「水巻町生活支援商品券発行事業」の経費について、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億円を追加しまして、134億2,800万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、全町民を対象とした町内店舗で利用できる1人当たり1万円の「水巻町生活支援商品券発行補助金」を2億8,000万円、商品券発行事業にかかる郵送料や商工会等への事務委託料を2,000万円計上しています。また、今回の補正予算に計上しております「水巻町生活支援商品券発行事業」については、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行っております。

歳入予算につきましては、繰入金3億円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

10番（岡田選子）

10番、岡田です。中身については、生活商品券につきましては、文厚に付託されると思いますので、そのことについては、またその委員会で審議をしたいと思いますが、歳入のほうで、財政調整基金を3億円というふうになっておりますが、重点地方創生交付金ですかね、それが

ほぼ2億幾ら、何がしか町に下りてくるということでございました。それが歳入で入ってきた際にはですね、財調のほうではなくね、独自財源の財調で執行するのではなく、国からの交付金を使うのかどうか、その点お願いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

洞ノ上課長。

**財政課長（洞ノ上浩司）**

岡田議員の御質問にお答えいたします。

臨時交付金の決定がございましたら、今後の補正予算において、財源調整をさせていただくこととさせていただいております、

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

今回の国の経済対策は、私ども日本共産党は消費税減税ということで、それが半ば恒久的に国民の物価高騰対策に一番の効果的だということで訴えてまいりましたが、こういうふうにはばらまきと言えはばらまきなんですけども、現実に苦しい方々には、やっぱり支援をするということも必要かと思いますが、このようなことで経済対策、物価高騰対策に一時しのぎの対策だと私は考えます。物価高騰対策として本当にこれから安心して住民の皆さんが物価高騰に、この1万円いただいてですね、安心してこれから暮らしていけるというものではない。そのときのいつか何とかなる、救われるというものだと思うんですね。

ですから、この点について、やはり物価高騰対策として、何が一番住民の生活を支えていくのかという点について、やはり町長はその消費税減税についてとかですね、全国の町村会のほうでも役職をされているようですので、その辺での審議などありましたら報告をいただきたいと思っております。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

基本的にですね、消費税減税と言いますけど、消費税でやはり配分で、地方に消費税の配分がきております。だから、聞こえはいいんですけど、基本的に消費税を減税するということは、我々町村の住民サービスの低下になるということも考えていただきたいと。やはり国からの消費税の配分が少なくなれば、十分に住民サービスができないということもありますので、諸刃の剣ですけど、確かに消費税がなれば、全体的に楽になるかも分かりませんが、その反面で、やっぱり我々町村の行財政を預かる者といましては、国から収入が減ればいろんな事業に

差し支えます。——ということは、逆に住民サービスの低下にもつながるということもですね、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

それから先ほど言われました確かに今、全国町村会の理事をして行政委員会という委員長もさせていただいておりますが、行政委員長のところでそういう話もありますけど、どうしても町村の立場からすると、特に消費税減税というのは、直響いてくるというところで、その代替案を国がちゃんと示せば、私はいいと思うんですけど、それがない限りは、安易に消費税減税でいいんじゃないかということにはならないんじゃないかなと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

いや、さきの参議院選挙のときもですね、やはり国民の様々な物価高騰対策の一番は、やっぱり消費税減税だったんですよ。やはりそれが安定的な物価高騰対策だということで、多くの方々がそれを公約とされた政党を選んでいたはずなんですけれども、選挙が終わった後にそれがなかなか実施されないということになって、今回このような物価対策、当初とはまた、参議院選挙とは全然違う物価対策が高市政権になって出されてきております。

それでですね、消費税減税について、やはり多くの国民がそれを望んでいるというところで、やはり町長としてはそういう町村会長の全国会議も出られているし、その辺はしっかりと住民の声を届けていただくという役割は担っていただきたいと思っておりますので、消費税が減税されたら、自治体への歳入部分が少なくなるっていう、それは本末転倒だと思います私は——。そういうこと言えば、消費税は上げ続けなければならないということになりますから、それは町長の考え方は少しちょっと唐突だなというふうに考えておりますので、意見申し上げまして、以上で終わります。

**議 長（白石雄二）**

はい、近藤議員。

**13 番（近藤進也）**

近藤です。消費税のことを申し上げますとですね、本来消費税がなかったものを導入したんですから、その消費税が福祉目的と言われながら、導入されていながら、全く大企業融資のね、大企業を奉仕するための政策に使われております。この町においても消費税収入があるわけですから、その収入の僅かでも、毎月1万円でも配ることができるんです。

かつてコロナ禍においても、商工業者には10万、15万という、一括でお支払いされた時期がありました。一般町民はそういう還元を受けてませんよね。だったら今回ですね、そのような僅かな商品券ではなくて——むしろ困ってるのは、今までが困ってるんですから、今回この法案で別に悪いとは言いません。できたら、たった1万2万じゃなくてですね、福祉のばらまき

と言われるような小出しをせずに、思い切ってますね、あなたの独自の政策としてやってみたらいいんですよ。私、前にも言いました――

**議 長（白石雄二）**

近藤議員、これは――

[ 「一般質問してるんやないんやから。だから今回の僅かなばらまきをやめて、もっと、もうちょっと町民に還元したらどうですか。何を言いようか、お前は。」と発言する者あり。 ]

(・・聴取不能・・)

言葉を謹んで。

[ 「何。いやいや、議長あんた頭使ってよ、ちゃんと。俺が言ってることは何かって。町長に聞いとるんやから。だから今回のばらまき福祉の1万円なんかやめて、もっと毎月1万やるとか、まとまって10万払うとか5万払うとかやったらどうですかということ言ってるんです。どうですか。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

答えないけんですか。

[ 「言いますよ。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

先ほど言いましたように、やはりこの行財政運営というのはですね、財源の裏付けがないと運営ができません。そのばらまきが1万を5万にせえ、10万にせえと、毎月1万でもいいんじゃないかと――。例えば1万を毎月すると、2億7,400万くらいですね。それを1年、毎月するとなると1年、12か月掛けたらですね、どんだけの計算ができるかということで、それが水巻の財政でやっていけるかと、現実の問題、例えば10万にしてもいいです。

だから、やはり現実の問題として、我々は、これが赤字財政になったら何もできなくなる。だから、やはり先ほど消費税の問題も含めて、財源の裏付けなくして行財政運営はできません。ただ私の独断と偏見で、毎月1万、10万町民にやればいじゃないかと、そんな安易な考えでは、行財政運営はできませんので、近藤議員の意見としては聞いておきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

財源の裏付けがないなんて言いますがね、今回財調を取り崩してやるんでしょ。財調、なんぼありますか。十分やれますよ。だったら財源の裏付けというのは国からのお墨付きですか。そういうものではなくて、実際に財源の裏付けがないなんて言わないですよ。財調取り崩して何でもやれるんですから。あなたの権限ですから、ちゃんとやっていただきたいと思いますよ。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今回ですね、よく精査していただければ分かるんですけど、国から約 2 億 6,000 万、今回の支援にきます、国費ですね。だから一応、町単費を 4,000 万ですね、追い打って 3 億の予算を組んでおります。

そのようにですね、財調があるから、確かにありますけど、先ほど近藤議員が言われたように、月に 10 万やったら、もう一発で財調飛びますよ。27 億。1 万で 2 億 7,000 万。これは計算すればすぐ分かりますけど、財調があるからやれるじゃないかと、独断ですね、そういう荒っぽいあれもありますけど。基本的に財調は 25、6 億ありますよ。一発で飛びますよ。そのあとそれじゃどうするんですか。町民の負託を受けて、健全な行財政運営をする。監査の指摘も受け、そして議員さん皆さんの御意見を聞きながらやってるわけですよ。

だから、私は 1 度も独断と偏見でやったことはありませんが、今回も基本的には国から 2 億 6,000 万、そして町の単費で 4,000 万ということで、きちっと説明が付くようにですね、議員の皆様にご理解をいただき、そして議決をいただきたいということで提案をしておりますので。安易な考えでやってはおりません。

以上です。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

13 番（近藤進也）

いい加減なのはどちらですか。あのね、あなた私、毎月 10 万とは言ってませんよ。それにね、1 業者に対する便宜供与があって、どっから金出てるんですか、それは——。大きな造成工事をやって、業者に格安で提供して、そしてマンションを建てて、そういうことをあなた後ろでやっててですよ、どっから金でるんですか、それは——。しかも立ち退きもさせとるじゃないですか。そういう立ち退き料まで払って、大きな投資をしました、あなたは——。どっから金が出るんですか、裏付けあったんですか。そういう意味でね、いやいや、あなたと議論してる暇

はない。あなたに忠告してるんですよ。

小出しのばらまき福祉をやるよりは、もう少し町民に対して親切丁寧に、そして、たった 1 万円の商品券が何になりますか。それよりも、毎月 1 万なのか、あるいは一括で 10 万払ったときもありましたよね。だからそういうことを町民に手厚くしてあげることが大事じゃないんですかと。

財政の裏付けがどうのこうの、財調を取り崩して、今まであなたはね、中期財政計画のないことをどんどんやってきて、共産党からも注意されたじゃないですか。そしたら議員に聞くことはいらんと。私が町長だから私の勝手って、あなた言ったんですよ、以前。そういうことをね、やってきてるんだから、あなたはやれる権限があるんだから、やってくださいよ。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

先ほど業者に土地を売ったと、私は業者に土地を売ったことはありませんし、多分、水巻駅南口のことを言われてるんでしょうけど、あそこは町有地で何も売ってませんし、事業計画で国から半分の補助金取ったりしてですね、きちっと政策的にやってると思っております。

それから、それじゃ 10 万円じゃないでいいですよ。毎月 1 万、1 年間やったらいいじゃないかと。1 年で、毎月 1 万で 2 億 7,000 万ですよ。それを 12 か月掛けたらですよ、もう 30 億なりますよ。1 年で終わりじゃないですか。何も 10 万じゃないですよ。皆さん聞いている。月 1 万、毎月 1 万やったらいいじゃないかという話をされたじゃないですか。だから私は、財調吹っ飛ばしますよと。それではやっていけませんよということをですね、もう議員の皆さん、執行部も聞いてますので。何かあるなら、あれしますけど、私自身間違っていないと思いますので。

やはり、こういう事業をするときにですね、やっぱりきちっと、この件につきましても政策会議にかけて、議会に提案をさせていただいておりますので、荒っぽいようなやり方はやっておりません。——ということで、以上です。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員、3 回でございます。ほかにございませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 48 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

## **日程第 2 一般質問について**

**議 長（白石雄二）**

日程第 2、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、水清会。はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

4 番、中山 恵です。水清会を代表いたしまして、冒頭質問をいたします。

高齢者支援について。

水巻町では高齢化が進み、一人暮らしの高齢者も増えております。買い物や外出が困難な方、聞こえが不自由で情報が届きにくい方など、日常の暮らしに不安を抱える方が少なくありません。こうした小さな困りごとを放置すれば、大きな孤立につながり、町の将来にも影響を及ぼします。今後、誰ひとり取り残さない支援体制を築くことが、安心して暮らせるまちの実現になると考えます。地域の助け合いだけでは限界が見えつつあります。高齢者の生活の質を守る観点から、今後の取組について伺います。

1、現状の把握。

(1) 本町の高齢化率及び一人暮らし高齢者数の推移はどうか。

(2) 聴覚に不自由を抱える高齢者の状況はどのように把握しているか。

2、既存施策の課題。

現在実施されている高齢者生活支援サービス（見守り、移動販売）、介護予防、相談支援などの取組状況と課題は何か。

3、支援体制の強化に向けて。

(1) 孤立・孤独死を防ぐため、見守り体制や地域との連携強化をどのように進めるのか。

(2) 聴覚に障がい・難聴を抱える高齢者への支援について、今後どのようにしていくのか。

以上、町長の御所見をお伺いいたします。

**議 長（白石雄二）**

町長、答弁。

**町 長（美浦喜明）**

高齢者支援についての御質問にお答えします。

まず1点目の、現状の把握についての本町の高齢化率及び一人暮らし高齢者数の推移についてのお尋ねですが、本町の高齢化率は、いずれも3月31日時点で、令和5年は33.3%、令和6年は33.5%、令和7年は33.6%となっており、年々微増しております。令和7年4月1日現在の福岡県内における本町の高齢化率は、県内60市町村中29番目の高齢化率で、県平均の高齢化率28.2%を約5%上回っております。

次に一人暮らしの高齢者数の推移ですが、令和5年は2,987人、令和6年は3,082人、令和7年は3,164人となっており、全世帯における一人暮らしの高齢者世帯の割合は、22%前後で推移しております。一人暮らしの高齢者は、今後も増加が見込まれるため、見守りや生活支援の体制をより充実させていく必要があると認識しております。

また、聴覚に不自由を抱える高齢者の状況はどのように把握しているかとお尋ねですが、介護認定調査やあんしん情報名簿の登録、障害者手帳の交付申請、地域包括支援センターへの相談などの機会を活用し、把握に努めております。

次に2点目の、現在実施している高齢者生活支援サービスなどの取組状況と課題についてのお尋ねですが、まず、見守り活動は町内の3つの地域に設置されている高齢者支援センターに委託し、高齢者宅への訪問を実施しております。訪問により介護保険サービスや高齢者福祉サ

ービス等の必要性を把握し、継続支援が必要な方には定期訪問による状況確認を行うなど、情報共有を図りながら連携して見守りを行っております。

また、民生委員・児童委員による見守り活動を支援しているほか、地域の福祉会や自主防災組織へあんしん情報名簿を提供し、見守り活動がより効果的に行えるように支援を行っております。

次に移動販売につきましては、令和7年9月議会の一般質問でも答弁しましたとおり、本町ではグリーンコープ生協と連携し、現在町内12か所で、週1回の巡回販売を行っております。特定の地域での実施となっていることや利用者が減少している地区があることが課題となっておりますので、この課題の解決に向けて、グリーンコープ生協や地域の関係者と意見交換を行いながら、今後の方向性について現在協議を進めております。

次に介護予防ですが、本町で実施している介護予防事業のうち、参加者に好評をいただいている取組の一つに認知症予防教室があります。高齢化が進展する中、要介護認定者のうち認知症を抱える方は約11%になっており、認知症予防のために認知機能の維持向上に取り組む必要があることから、令和4年7月から水巻天然温泉「いちょうの湯」に併設されておりますスポーツクラブに業務委託し、運動機能や認知機能の向上を目的としたプログラムを実施しています。

本事業の課題としましては、教室修了者の継続的な運動の場として地域での受け皿となる運動教室が少ないこと等があります。住み慣れた地域で高齢者が参加できる教室があることが、身体機能の維持だけでなく、社会参加の一つのきっかけにつながるとも考えています。今後もふれあい体操など地域で行われている活動の情報を広く周知するとともに、受け皿の確保も行うなど様々に支援してまいります。

また、相談支援の体制としましては、役場庁舎内に地域包括支援センターがあり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、3職種のチームアプローチにより高齢者とその家族の各種相談を幅広く受け付けて、多面的な支援を実施しています。町内3か所にある高齢者支援センターにおいても、総合相談窓口として、住民が抱える福祉・医療・生活支援に関する相談に24時間対応しています。高齢者とその家族が困ったときに、気軽に相談できる場所として利用していただける体制を整えることで、住民に寄り添った支援につながるようこれからも努めてまいります。

次に3点目の、支援体制の強化に向けての孤立・孤独死を防ぐため、見守り体制や地域との連携強化をどのように進めるかとお尋ねですが、孤立や孤独死を防ぐためには、地域の中で日常的なつながりを保ち、地域全体で見守る体制を構築することが重要であると考えます。

令和5年度に策定した水巻町福祉総合計画では、「地域ぐるみでの見守り・支え合い」を基本施策に掲げ、民生委員・児童委員、福祉会などの地域団体、高齢者支援センターなど地域全体での見守り・支え合い活動を促進するよう取り組むこととしています。住民の皆様にも、日頃から近所の方への挨拶や声かけ、困りごとがあった際には、家族や周囲への相談をお願いしているところです。

また、以上のような見守り活動に加え、福岡県と事業者との包括協定に基づく「見守りネットふくおか」の取組として、日常業務を通じて、一人暮らしの高齢者等の異変に気づいた場合

に連絡をいただく体制も構築されています。今後も事業者等と連携した見守り体制の強化に取り組んでまいります。

次に聴覚に障がい・難聴を抱える高齢者への今後の支援についてのお尋ねですが、身体障害者手帳保持者には補聴器の助成制度が設けられておりますが、身体障害者手帳の交付に該当しない加齢に伴う難聴者への補聴器購入の支援制度については、本町では実施しておりませんでした。

聞き取りづらさを放置すると、認知症の発症リスクにつながることも指摘されていることから、聞こえの低下は、単なる生活の不便さにとどまらず、生活の質そのものに大きく関わる重要な課題と認識しております。そのため、これまで補聴器購入助成の制度内容や効果について調査を行ってまいりました。

この調査結果を踏まえ、より多くの高齢の難聴者に対して、補聴器購入に要する費用を助成することにより、コミュニケーションが取りやすくなり、閉じこもりや認知機能の低下等を防ぐとともに、積極的な社会参加や地域交流の支援につながるとの見解に至りましたので、本町においても令和8年度からの制度開始に向け、準備を進めているところでございます。

現時点の進捗状況としては、他自治体の助成内容を踏まえ、今年度の中期財政計画に必要となる事業費を計上しております。今後、制度の詳細につきましては、令和8年3月議会にて、改めて御報告させていただきます。

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「地域ぐるみで見守り・支え合い」を基本施策とし、地域住民や関係団体等と協力し、生活上の不安や孤立を減らす施策を推進し、高齢者の生活の質の向上に努めてまいります。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

#### 4 番（中山 恵）

はい。再質問させていただきます。

前向きな御答弁をいただき、令和8年度から補聴器購入助成制度を進めていただいていることは、多くの高齢者の皆さんに喜んでいただける取組だと感じております。そこで伺います。本町の制度設計の方向性について、対象年齢や聴力レベル、助成額や助成回数など、現時点でお示しいただける範囲で教えてください。

#### 議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

#### 福祉課長（船津未華）

中山議員の御質問にお答えします。

補聴器助成について、現時点でお示しできる方向性でございますが、対象者につきましては、

満 65 歳以上の高齢者で、聴力が 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度の難聴の方を想定しております。なお、聴力レベルは、医師により補聴器の必要性を認める意見書を提出していただくことで確認を行うことを考えております。

また、助成額につきましては、補聴器 1 台分の購入費用とし、3 万円程度で 1 回限りの助成を考えております。その他の要件や手続きなどの詳細については、他の自治体の補助内容も調査しながら検討しているところでございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

それでは補聴器助成の導入は、高齢者の社会参加の支援、さらには孤立防止にもつながる大変意義あるものだと考えます。一方で、御自身で申請が難しい方や制度そのものを御存知ない方も少なくありません。聞こえの課題を抱える方に、早い段階で支援につながっていただくために周知や支援体制をどのようにお考えか伺います。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

**福祉課長（船津未華）**

御質問にお答えします。

制度の周知については、広報紙やホームページ、高齢者のためのサービスガイドへの掲載に加え、医療機関や介護支援専門員等広く案内していきたいと考えております。また、購入の際に制度を知らなかったということがないように、補聴器販売店への周知も行う予定です。高齢者と接する機会の多い高齢者支援センターの職員や民生委員・児童委員の方にも制度の内容の説明を行い、訪問を通じて案内チラシを配布していただくなど、情報提供の機会を増やし、必要な支援が届くよう積極的に取り組んでまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

はい。加齢性難聴は御本人が気づきにくいという特徴もあり、一人暮らしの高齢者の増加とともにその進行が懸念されます。聞こえに関する啓発の取組についてのお考えを伺います。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

**福祉課長（船津未華）**

御質問にお答えします。

難聴や聞こえそのものに関する正しい知識を深めていただくことは重要であると考えております。そこで本町では、今年度から言語聴覚士による出前講座を開始しております。簡易な聞こえのチェックで、御自身の聞こえに気づくきっかけづくりや聞こえづらいときには、早めに医師などに相談することの重要性を理解してもらえよう取り組んでいるところです。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

はい。答弁の中に見守りネット福岡の取組がございましたが、日常生活に関わる事業者の皆さんと連携して、見守りが進められていると認識をしております。これまでに実際、異変の連絡等があった実績はありましたでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

**福祉課長（船津未華）**

御質問にお答えいたします。

実績でございますが、年に数件、事業者から異変の連絡を受けており、今年度も1件新聞社から連絡が来ております。連絡があった場合、その方があんしん情報名簿に登録があれば、緊急連絡先へ、未登録の場合には、家族の確認や必要に応じた訪問を行っています。緊急時に迅速に対応できるよう、引き続き、あんしん情報名簿の登録促進を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

はい。一人暮らしの高齢者を中心とした電気使用量の変化やセンサーを活用したI o T見守りのこの導入も検討してはどうかと考えます。その点についての御所見を伺います。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

**福祉課長（船津未華）**

御質問にお答えいたします。

本町では、地域住民や民生委員・児童委員、事業者などの関係団体と連携し、地域ぐるみで見守り体制を整備していますので、現時点では、I o T見守りの導入は考えておりませんが、今後の研究課題として注視してまいります。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**4 番（中山 恵）**

最後になりますが、町民の皆様が住み慣れた地域で、また、安心してこれからも笑顔で暮らし続けていけるよう、引き続き温かい支援をお願い申し上げます。本町の高齢者支援のさらなる前進を期待いたします。

また、昨日の青森の地震を受け、災害の備えは待ったなしであると考えております。町民の命と暮らしを守るため、防災力向上にもしっかりと取り組んでいただくことを要望し、私の質問を終わります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。

[ 「すみません、以上で終わります。」と発言する者あり。 ]

以上で1番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。2番、日本共産党。はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

10番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして冒頭質問を行います。

1、巡回バスと通勤通学バスの改善について。

我が党は、これまで公共交通に関する質問を繰り返し行い、利用しやすい公共交通の実現に向けて改善を求めてきました。令和5年12月議会では、我が党の質問に対し、「福祉バスの年齢制限の撤廃とともに、具体的な路線の検討を行い、進めていく」と答弁があり、実際に今年4月から年齢制限は撤廃され、誰でも利用できる巡回バスの試行運転が開始されています。10月からは、これまで利用者の意見や要望を聞いてきたものを、一定反映し運行しているというのが現在の状況です。

我が党は、本年6月議会では予算を増額し、バスの車体を変えるなど抜本的な改善を求めましたが、財政的な負担等を理由に受け入れられませんでした。町民の方々からは「無料じゃなくてもいい、有料でもいいから利用しやすいバスにしてほしい」という声が強くあります。新しい時刻表に変更されるなど住民要望も一定反映されてきてはいますが、まだまだ町民誰もが利用しやすい巡回バスとはなっていないと考えます。

そこで、次の3点についてお尋ねします。

(1) バス利用者の要望であったキャリーカートの手入れが許可されました。しかし、現在のマイクロバスでは、車内が狭く、ほぼ手入れは不可能です。持ち込んでいる方をほとんど見かけることがありません。「町内の狭い道路ではマイクロバスでなければ運行できないため」との答弁でしたが、幹線などの道路幅のある道路だけでも小型バスの運行を求めますが、いかがですか。

(2) 巡回バスの北部線・南部線は日・祝日の運行がなく、その代替として北部、南部をつなぐ快速線が運行しています。しかし、平日の運行とは違い、路線が大きく短縮されており、高齢者が多く住むおかの台や吉田東地区には停車しません。勤労世帯の多くは車を所有しているため、日・祝日の巡回バスの利用はほとんどないと思われます。

しかし、その他の高齢者や車を所有していないの方々にとっては、日・祝日にバスの運行が無いことは移動手段を奪われているという状況です。移動の権利を守ることが公共交通の目的、役割であり、行政の責任と考えます。日・祝日も通常どおりの巡回バスの運行を求めますが、いかがですか。

(3) 今年6月議会で「町北部にも水巻駅まで行く通勤通学バスが欲しい」との住民の声を届け、その運行を求めました。しかし、「北部の方々には折尾駅まで北九州市営バスが運行している。南部の通勤通学バスの運行はあくまでも南部循環線の代替として考えている」との答弁でした。公共交通の公平性を考えるならば、当然、北部にも水巻駅までのバスを運行してほしいとの住民要望は最もだと考えますが、いかがですか。

## 2、物価高騰対策について。

さきの9月議会で、「夏のエアコン代月1万円は払えない」との町民の悲痛な声や最高裁判決で違法とされた生活保護費の引下げにより、原告の方の中には、この物価高の下、毎日ゆでうどんにしょうゆをかけ食べている暮らしの実態等を述べました。その上で、私は行政は町民が何に苦しんでいるのか、その実態をしっかりと把握し、町民に寄り添った政策を補正予算等に計上し、地方自治法第1条の2に掲げられている住民の福祉の増進を図ることを基本としている地方自治体の役割を果たすべきであることを改めて発言させていただきました。

我が党は、さきの参議院選挙で、我が党以外の多くの政党議員も消費税減税を公約に掲げ、

世論調査でも6割近くが消費税の減税を求めていることから、最も効果のある物価高対策は当然、消費税減税で、選挙後早急に国会で議論し、実施されるべきものと考えていました。ところが、政府が閣議決定した経済対策には、国民に最も求められている消費税減税は盛り込まれず、賃上げの具体策も示されませんでした。物価高で苦しんでいる国民の暮らしと経済を支えてほしいという求めに、全く応えることのできない経済対策となっています。

さらに、許されないのは軍拡を経済対策の柱の一つに据えたことです。補正予算にGDP比2%、11兆円もの軍事費が計上されれば、国民の暮らしを圧迫することは必至です。その財源確保のために、病床削減の加速やOTC（市販）類似薬の保険適用除外など社会保障削減が進められ、国民の負担増も盛り込まれました。

国の経済対策に基づき、住民の生活実態を直接知る本町としては、住民のために自由に使える国からの重点支援地方交付金を、いかに住民の暮らしの安定、安心に資する遣い方をするかが問われています。国の政策のお米券で町民の誰もが新米を思うように食べることができるとは思いません。やるべきは米価高騰への根本的な対策であるはずですが、10月の物価は、3.0%上昇で50か月連続上昇です。実質賃金は9か月マイナス、アベノミクス以降年額34万6,000円も下がっております。今こそ、国の交付金と本町の独自財源とを合わせて、物価高に日々苦しんでいる町民の暮らしに、町として少しでも安心を与える物価高対策、福祉施策の充実が必要だと考えます。

そこで、次の項目について、いかがお考えかお尋ねをいたします。

- (1) 今、生活に困窮している低所得者に対し、一定の現金給付を行うことについて。
- (2) 小中学校の給食の無料化を2026年1月から3月まで前倒しで実施することについて。
- (3) 加齢性難聴に伴う補聴器購入の助成について。
- (4) 介護報酬の引下げにより、訪問介護事業所の閉鎖や倒産、赤字経営が深刻になっております。ヘルパー派遣事業所への支援について。
- (5) 介護保険利用者負担額助成サービス制度の拡充について。
- (6) 低所得者のエアコン購入時の補助について。

以上です。よろしくお願いをいたします。

## 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、巡回バスと通勤通学バスの改善についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、幹線などの道路幅のある道路だけでも小型バスの運行を求めますがいかがですかとのお尋ねですが、現在、巡回バスは北部線、南部線、快速線の3路線で運行していますが、道路幅を考慮しますと、小型バスが走行可能な路線は快速線のみになります。快速線のみ小型バスで運行すると仮定した場合の大きな課題の一つとして、令和7年6月議会の一般質問で答弁しましたが、着座で乗車できる座席数が減少することが挙げられます。現在のマイクロバスでは最大24名が着座で乗車できますが、小型バスでは着座できるのは10名程度のみで、

残りの乗客は全て立って乗車することになります。快速線は3路線のうち最も利用者数が多いため、満席に近くなることも多く、利用者の大部分が高齢者であることを考慮すると、小型バスでの運行は安全面で大きな懸念が生じます。

また、巡回バスの運行ルートについては、今後の新たな宅地開発の計画や商業施設の進出など、都市構造の変化に応じて継続的に改善を重ねていく必要があると考えておりますが、小型バスを導入してしまうと、その路線の改善検討に当たっては道幅の大きな道路しか選択できず、運行ルートの設定に大幅な制限が生じてしまうものと考えます。

そのほかの課題として、車両が大きくなることで車両の新たな保管場所の確保が必要になります。また、1台のみ小型バスにすることで、法定3か月点検時や車両故障時の代替車両の対応方法、さらにはマイクロバスの3倍近くになる購入費用についての財政負担など多くの課題が存在します。そのため、現段階においては、これら全ての懸念事項や課題などを考慮した際、大型荷物を持ち込むことでの運用の利便性向上の観点のみで小型バスを導入することについては、慎重に判断する必要があると考えております。

次に2点目の、日曜日及び祝日も通常どおりの巡回バスの運行を求めますが、いかがですかとお尋ねですが、御質問にもございますとおり、現在は快速線のみではございますが、日曜日及び祝日も運行を行っております。日曜日及び祝日の運行については、以前運行していた福祉バスは運行を行っておらず、また、北九州市営バスに運行委託を行っていた南部循環線については、平日と比較して利用者が半減している状況でした。そのため、運行経費と利用者ニーズ、利便性のバランスを考慮した上で、最も利用者数が多く見込まれた町の南北を縦断して運行する快速線のみ、日曜日及び祝日も運行することといたしました。

今後は、高齢化に伴う運転免許証の返納が更に進むことが予想されます。また、巡回バスの運行が定着することにより、現役世代や若年層の利用者が増加する可能性も十分に考えられます。これらの社会構造や環境の変化に伴い、利用者ニーズも変化し続けていくと思われまので、現段階では日曜日及び祝日に新たに北部線、南部線の巡回バスを運行する計画はございませんが、今後も様々な利用者ニーズの変化に注視し、持続可能で最適な地域公共交通サービスが提供できるよう、調査・検討を続けてまいります。

最後に3点目の、町北部にも水巻駅までのバスを運行してほしいとの住民要望は最もだと考えますが、いかがですかとお尋ねですが、令和7年6月議会での答弁と重複しますが、来年4月からの巡回バスと通勤通学バスの本格運行開始に向け、住民アンケートなどによる利用者の皆様の意見収集と、それを基にした運行改善を継続して取り組んでいるところです。

また、町北部地域の通勤通学については、以前より運行している北九州市営バスが、特急や快速も停車し、利便性の高いJR折尾駅へのアクセス可能な路線であることから、当面はそちらを御利用いただくことを念頭に置いて、巡回バスと通勤通学バスの運行計画を策定しています。

今後も引き続き、住民アンケートなどによって町民、そして利用される皆様の様々な御意見、御要望に耳を傾けながら、より利便性の高い公共交通サービスが提供できるよう、緊急度や優先度を精査した上で、持続可能な地域公共交通施策を展開してまいります。

その中で、「北部にも水巻駅までの通勤通学バスを運行してほしい」とのお声も貴重な御意見

の一つとして、検討課題とさせていただきます。

最後に、物価高騰対策についての御質問にお答えします。

1点目の生活に困窮している低所得者に対し一定の現金給付を行うことについてと、6点目の低所得者のエアコン購入時の補助についてのお尋ねは、関連がございますので後ほどまとめて答弁させていただきます。

まず2点目の、小中学校の給食の無料化を2026年1月から3月まで前倒しで実施することについてのお尋ねですが、本町における学校給食費については、子育て世代への支援施策として、防衛省補助金である特定防衛施設周辺整備調整交付金を給食費の一部助成事業実施のための基金に積み立て、取崩し運用を行うことで、保護者負担を12年間据え置いてきました。

なお、この助成事業の実施に当たっては、毎年度防衛省の承認が必要となるため、令和7年度も事業実施についての計画書を防衛省に提出し、承認をいただいているところです。

このような中、重点支援地方交付金を活用し、小中学校の給食費無償化を令和8年1月から実施するためには、防衛省補助金と重点支援地方交付金の併用が必要となりますが、防衛省補助金について補助金交付要綱の規定により、重点支援地方交付金との併用はできないこととされております。

後ほど答弁いたしますが、本議会に追加提案させていただきました令和7年度補正予算第4号について、物価高騰対策の施策を検討するに当たり、国からは学校給食費の支援も例示されておりましたが、本町における物価高騰支援施策をどう展開すべきかを考え、限りある財源を最大限有効に生かすためには、まずは重点支援地方交付金を活用し、全町民に対する生活支援施策として商品券事業を実施し、そして令和8年4月からの小中学校給食費の完全無償化を実施することで、切れ目なく中長期的に展開していくことが有効であると判断いたしました。

次に3点目の、加齢性難聴に伴う補聴器購入の助成についてのお尋ねですが、御質問の補聴器購入の助成につきましては、本交付金によらず、既に令和8年度からの制度開始に向け準備を進めておりましたので、後日説明いたします中期財政計画にも令和8年度新規事業として必要となる事業費を計上しております。事業の詳細につきましては、令和8年3月議会にて改めて報告させていただきます。

次に4点目の、ヘルパー派遣事業所への支援についてのお尋ねですが、ヘルパー派遣を行っている訪問介護事業所については介護報酬が減額改定となり、御質問にございますとおり、事業所の経営が深刻な状況であることは本町としても十分承知しております。

このような中、国の新たな経済対策に「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」の4事業の1つに、介護事業所等に対するサービス継続支援事業が盛り込まれたところです。本事業では、訪問・送迎の移動の経費等、サービスの提供に必要な経費に対しての支援が実施されることになっています。

本町としては、特定のサービス事業者のみを支援することは、公平性の観点から町独自で財政支援を行うことは考えておりませんが、これら動向を注視しつつ、必要な情報提供や相談対応に努め、地域の介護サービスの継続が図られるよう支援してまいりたいと思います。

次に5点目の、介護保険利用者負担額助成サービス制度の拡充についてのお尋ねですが、本町では、介護保険サービスを利用される方のうち、低所得世帯の負担を少しでも軽減するため

に、利用者負担額の一部を助成する介護保険サービス利用者負担額助成金交付事業を実施しております。

この事業は、本町独自のサービスで、県内でもこの事業を実施している自治体は少なく、遠賀郡内では本町のみとなっております。この事業の対象となるのは、様々な要件がありますが、介護保険で要支援以上の認定を受けていること。次に、生活保護を受給していない住民税非課税世帯で、生活保護法に基づく要否判定基準に準ずる収入充当額が、同基準に準ずる最低生活費に100分の120を乗じて得た額以下であること。さらに世帯の現金や預貯金等の合計額が生活保護基準の2倍以下であること。最後に申請日前の1年6か月以内の介護保険料を完納していることとなっております。

これら全ての要件を満たしている方に対して、1か月分の介護サービスの利用者負担額から、高額介護サービス費などで支給される額を差し引いた残りの額の30%を助成しています。

また、国が定める低所得の方への負担軽減制度としては、高額介護サービス費支給制度、高額医療・高額介護合算制度、施設サービスの利用者負担の軽減制度、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業等があり、対象要件に該当する方には介護費用の払い戻し、または軽減が適用されています。

本町が実施しているこの事業の利用者は、過去実績が1名程度で推移しておりましたが、今年度は現時点で申請がなされておりません。また、相談も少ない状況であることから、国の制度の利用により一定程度サービスの利用者負担が軽減されているものと考えますので、制度の拡充は考えておりません。

しかしながら、制度の認知度が低いことも考えられますので、現在実施している高齢者のためのサービスガイドやホームページへの掲載に加えて、広報紙への掲載、高齢者支援センター職員、介護支援専門員等への周知を実施したいと考えております。相談等がある中で、現在の対象要件では制度が利用しづらい等が考えられる場合は、制度内容について検討していきたいと考えております。

最後に1点目の低所得者の方への現金給付についてと、6点目のエアコン購入時の補助についてのお尋ねですが、国の新たな経済対策に基づき、今国会で審議されております重点支援地方交付金について、11月21日付の内閣府からの通知によりますと、示された推奨事業メニューに沿った内容であれば、実施内容についての国からの承認は必要になりますが、地域の実情を踏まえ、制度設計を地方自治体の裁量で決定できる推奨事業メニュー分、そして今回新設された食料品の物価高騰に対する特別加算も含め、本町への交付限度額として2億6,000万円前後が提示される見込みとなっております。

また、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めるよう、地方自治法に基づく助言も行われております。

そのため、多くの町民、町内事業者の皆様の生活が長期化している物価高騰により受けている影響の大きさを鑑み、国の補正予算の成立を待つことなく、できる限り早期に町独自の支援策を実施すべきと考えました。全町民の生活支援と町内商工事業者の事業継続の下支えを行うために、本交付金の活用が可能である商品券による給付として、1人あたり1万円を支援する水巻町生活支援商品券事業の実施について、政策会議での審議、補正予算の速やかな編成を関

係各課に指示し、本議会に追加提案させていただいたところです。

今回の生活支援商品券事業がこれまでの商品券による支援事業と同様に、商品券が使用可能な加盟事業者であれば業種によらず使用でき、町民の皆様の状況に応じた柔軟な使用が可能なものとしていることなどから、本交付金を活用した低所得層の方々に対する一定の現金給付やエアコン購入時の補助の実施については考えておりません。今後も物価高騰の状況を踏まえつつ、町民の皆様に寄り添い、安心を届けることができる事業に取り組んでまいります。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。井手議員。

### 11 番（井手幸子）

11 番、井手幸子です。巡回バスと通勤通学バスについて再質問を行います。

さきに冒頭に述べておりますように、我が党はこの改善について、これまでもずっと要望をしてまいりました。そして、この4月から誰でも乗れる巡回バスっていうことで、改善されたことは、大きく評価をしたいと思います。しかし、実施から、10月には改善もされてますけれどね、ちょっとやっぱり町民の皆さんの、いろんな要求を伺っております。この中で3つ質問してますので、先にそれぞれちょっと再質問を行いたいと思います。

まず1番の小型バスを走行してはってということについて、答弁ではですね、快速線のみしか考えられないっていうふうに、答弁をされておりますが、巡回バスの中でも県道を走ったりするところもあります。もちろん小さな道路を走るところもありますけれど、路線の変更を含めてね、巡回バスのほうにもその小型バスを運行させたらどうかという考えを持っております。

やはり、この公共交通巡回バスを利用される多くの方は、病院、役場もありますが、買い物がありますので、この質問にありますように、やっぱり荷物を持って乗りたいという要望を聞いております。だから、巡回バスでも運行できるように——できるのかっていう、再質問を行います。

それと2番の日曜・祝日も巡回バスを運行してくださいっていうことで、やはり冒頭質問にありますように、快速線では細かいところは入りませんので、高台とか、ちょっと町の北部・南部の隅っこのほうとかにお住まいの方がですね、やっぱり日曜・祝日でも、それを利用できるようにしていただきたいという要望を聞いております。

ここでやはり経費のことがね、財政的負担が大きいってというのが理由になっておりますが、私は、この公共交通、まちづくりにおいて、公共交通を整備するっていうことは、とても大事な施策だと、私が言うまでもなくですね、施策でありますので、お金はやっぱりそこはどかに使うかっていうところの予算だと思いますので、ちょっと大きいバスを購入するとかね、そういうことをお願い、要望したいと思います。

3番目の北部についての通勤通学バスの運行についても、ちょっと答弁もありましたけれども、今後、猪熊元町営住宅跡地とかにも家が建ったりしますと、折尾駅のほうが便利ではありますけれど、福岡方面に行かれる方は、やっぱり水巻駅からも乗りたいっていう要望がありますの

で、南北の公平性の面からも、やはり北部のほうに通勤通学バスの運行を求めたいと思いますが、いかがですか。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

#### 企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

さきほど町長答弁と重複するような形にはなってしまうんですけども、やっぱり小型バスの導入につきましては最小半径等ですね、かなり大きくなるということで、取り回しも変わってくるというような形になりますので、町民の方の命を乗せて走っている町営バスでございますので、そこがいちいちですね、巡回バスそして快速線とルートが変わってきて、乗り換えるとなると、なかなかですね、運転の仕方も変わってくるというような状況で、町域が広い道路ばかりであればそういったことが可能かもしれません。ただ先ほども言ったとおり車格がかなり変わってきますので、今現在の車庫についても、背丈だけで50センチぐらい高くなってくるとい部分もございますので、今、別館のほうの車庫等も利用しておりますが、そこにも入れないような状況になります。購入するにしても3倍近い費用がかかってきますので、そういった費用対効果も勘案してですね、持続可能な公共交通を行うということを元に考えますと、利便性の向上の観点のみで導入することは、なかなか難しいんじゃないかなろうかというふうにお考えしております。

もう1点、日曜・祝日の巡回バスの運行についてでございますけれども、やはり今回の4月からの運行計画、これにつきましては以前福祉バスでは日曜・祭日は運行しておりませんでした。そこで新たな運行では、一歩進んで日曜・祭日も走らせたいというような形で、以前でも利用者の多かった快速線、これを利用して日曜・祭日に走らせるというような形で取り組んだところでございますけれども、やっぱり以前の南部循環線バスでも平日よりやっぱり日曜の利用者数ってのが半減してしまいますので、そういった理由からですね、一番利用度の高い快速線で、日曜・祭日を走らせるというような形にしたものでございます。

もちろん今から社会構造の変化とか、利用者のニーズの変化もありますので、そういった部分を十分勘案して、サービスの継続を考えていきたいというふうにお考えしております。

町北部のバス運行に関してでございますけれども、先ほどの町長答弁と重なりますけれども、やはり当初の運行計画ではJRの折尾駅ですね、利便性に優れたこの折尾駅にアクセスするという形で北部のほうの運行に関しては、それを念頭に置いた運行計画としておりました。

今後も、今現在もその考えは変わっておりませんので、緊急度であったり優先度、これを精査した上で、持続可能性と利便性、これを両立したサービスの提供について今後も検討してまいりたいというふうにお考えしているところでございます。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

#### 11 番（井手幸子）

やはり財政的負担っていうところ、利便性等を言われるので、そこは最後に町長にどのようなお考えかというのをお聞きしたいんですけど、ちょっと追加質問ですね、利用者の方には、なかなか便が悪いので、巡回バス、普通のマイクロバスでいいです、マイクロバスを増やしたらどうですかという御意見と、もう一つは冒頭質問にありますけど、財政のことを言われるんやったら、有料にするっていうことは考えておられないですか。担当課長、お願いします。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

#### 企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

バスを増やすというような形ですけども、やはり 1 本ルートを増やしてですね、ルートを増やすだけでも、人件費面的なことを言いますと、年間で 1,000 万以上経費のほうがかさんでくるとはなかろうかというふうに考えております。

昨今の運転士不足というような形で、なかなか運転手の方も確保がなかなか難しいという状況になっておりますので、先ほど答弁してますとおり、やっぱり町民の皆さんの命を乗せて走る町営バスでございますので、生半可な人選はできないというような考えもございますので、そういった面も含めてなかなか難しい部分があるということで、御理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

[ 「有料化について、有料」と発言する者あり。 ]

はい、すいません。有料化について、もちろん有料にすれば財政的な支援になると思いますけども、実際今の現状でこの通勤通学バスが 200 円でございますけども、この金額で利用するというような形になっても、なかなか財政的な、その配分というのは難しい部分がございますので。実際にもう本当に収支で、1 人当たりの単価を計算するならば 1,000 円以上ですね、1 回の運行で払っていただかないと、なかなか難しい部分もありますので、そういったバス運行にはできませんのでですね、その有料化という部分だけをとってですね、今回バスを増やしていく、あるいは運転手を増やしていくっていう部分については、なかなか難しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

[ 「町長の見解」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

町長の考え方をというふうに言われました。逆に、まず北部の巡回バスを走らせたらかどうかというですね、通勤バス。これは以前、北九州市営バスが、私が町長 12 年前に就任した後ぐらいに、古賀のところくぐって小型バスを走らせてですね、巡回バスというか市営バスを走らせていました。

そして数年前にやはり採算が合わんと、北九州よくテレビで放映されてますが、市営バス赤字です。そういうことで、その市営バスの局のほうから、もう今後は小型バスを廃止——利用者も少ないし、赤字だから廃止させてくれと。しかし、今の在来の市営バスは北九州市は残していきますと、もう私としては感謝するしかないんですけど、もしその北九州の市営バスが引き揚げれば、北部、大変な問題です。また大きな財政負担になりますし、基本的には今の、少なくとも北九州市が水巻の北部のほうを、バス走らせていただけるということに対しては感謝もしておりますし、既に折尾駅に——おかの台の方が十分助かるという御意見でですね。改めてまたそこに町の通勤バスを走らせるということは考えておりません——が 1 点ですね。

それから先ほどから、いろいろ言われておりますが、やはり今この巡回バス等ですね、財政的には今 5,000 万以上投入しております。そして、4 月から今アンケートを取って、また 6 月にと——。私がここで答弁したか分かりませんが、半年ごとですね、よく 1 年過ぎたらそのままいくということじゃなくて、当面、いろんな町民の皆さんの御意見がありますし、できるできないもありますけど、半年ごと見直して、そしてより効率良く、そして町民の皆さんの負託に、この巡回バスが応えられるように改善していきたいと思っておりますので、考え方としては半年に一度見直しをしながら、またそこに、先ほど言いました商業施設、あるいは住宅等々が建ったり、また水巻の環境も変化していきますので、そのことも考慮しながら基本的な考えとしては、半年ごとに見直しをこのバス事業においてはしていきたいというふうに考えております。

それからですね、先ほど有料にしてはと——そうすると今まで無料で乗ってた方が、何で有料にするんだということと、その運賃を取って、それがこの財政にどの程度影響するかというと、そんなにですね、運賃を少し 100 円、200 円取ったとして財政的に効果があるというふうに思いませんし、基本的には従来から言ってますように、この巡回バスは無料でいくというふうに考えておりますので、今後もその方針に変わりはありません。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

公共交通につきましては、巡回バス等もやはり利便性が高まって、利用者が少しずつでも増

えていくっていう結果が出ないと、住民に行き届いた公共交通になるのかって言ったら、ちょっとそこは——こんなにやってるけど、なぜ利用率、利用者が増えないのかとかですね。やっぱりその結果を委員会などで、今どういう状況なのかっていうことを、やっぱり多くのお金をつぎ込んでおりますので、報告をしていただけたらというふうに思います。

私は物価高対策についての質問させていただきます。補聴器購入の助成が来年度から制度化されるといことで、大変、これまで何度も一般質問で取り上げてまいりましたので、やっとう執行部の皆さんと思いが一致したのかと思ひまして本当にうれしく思っております。

先ほど水清会さんの質疑の中で、助成額は3万円だということも出されました。大変高額なものですから、3万円が妥当かどうかというのは、これからの審議にも関わるようになっていくかと思ひますし、やはり金額が大きいほうが、それは住民にとってはありがたいというふうに思ひますが。まず制度が出来上がったことを、町民の皆さんと執行部の皆さんと共に喜び合いたいというふうに私は思っております。それで中身は、今後改善はしていけると思っておりますので——。

そこで大事なことは補聴器が医療機器であるということなんですね。ですから定期的なメンテナンスや調整がもう必要不可欠なんです。でもそれがないために、せっかく高額なものを買ったのに、慣れないままもうやめたとかですね、使いこなせないっていう声を多く聞きますので、しっかりそこを制度利用者の皆さんに医療機器なんですから、耳鼻科の先生と相談しながらしっかり——それと国家資格を持っている補聴器技能者さんがおられますよね。その方々としっかり耳鼻科の先生とが連携していただいて、患者の方が補聴器をしっかり使いこなすことができるようになるまで、丁寧な支援、行政としても必要だと思っておりますので、その点について、私は1点、お願いをしておきたいと思ひますが、その点についていかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

**福祉課長（船津未華）**

御質問にお答えいたします。

議員が言われるように、補聴器を買ったからすぐ聞こえるものではありませんし、実際使って調整が必要なことは重々承知しております。現在行っております出前講座においてもですね、補聴器を調整することが大事というようなことは、自分で勝手に買うんじゃなくて、ちゃんと医療機関を通して買ってもらうような話は進めているところです。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

せっかくもう20万、30万、本当40万という高額なものですから、しっかり使いこなして、

そして認知症予防、健康年齢を引き上げるという面でもですね、ぜひそこを、制度をつくった後、しっかり指導っていうか、そういう対策も必要ではないかというふうに思っておりますので、担当課のほうにしっかりお願いしたいと思います。

それと物価高対策で、町独自の支援について、今回商品券1万円を配布するということが先ほど補正予算で提案がされましたが、今回それプラスですね、子どもさん方には2万円というのが、国から支給されますよね。

それでくしくも朝から国会審議聞いておられますと、自民党の方が私の思いと同じこと言われてたんですけど、子どもにはいくけれども、高齢者、年金暮らしの方にはいってないですよっていうことを高市首相に聞いておりました。それと同時にガソリン、軽油ですね、それも削減されますね、安くなるわけですけども。それは車を持っておられる方に効果があるわけで、そうじゃなくて、やっぱり年金暮らしの方、車を手放された方、その方について自民党の方が言っていたのは灯油ですね。私も今日、灯油の話をしようと思ってたんですけど、灯油についてはないんですよ。でも、推奨メニュー、国が重点支援地方交付金の推奨事業メニューの2番目、4番目に灯油の件も書かれてありますよね。

今、灯油が1缶2,000円以上ですね。それで車を持って買いに行かれる人は最低でいいんですけど、運んでもらったり、配達してもらったりすると2,600円とか2,800円とか1缶するんですよ。それで高齢者の皆さんは、やはり自分で運べないからお願いしますよね。それでまた町内にも灯油を運んでくれる業者が少なくなってきております。そして町外に頼んだら、「いや、水巻町には配りません」とかですね、遠賀町も「町内だけです」とかいうところもあるそうです。それで灯油の問題が、私は高齢者にとって、この冬、大変痛い金額になってくるのではないかなというふうに思っております。

それで電気代、ガス代は、国のメニューでは、3か月で7,300円ですか、それぐらいを出すということですけども、ここに灯油入ってないんですね。だから高齢世帯の方々に灯油ですね、町独自で灯油券っていうか、何か灯油の補助をぜひ——子どもさんにはいくけれども、年金者、高齢者には手当がないというところで、灯油の支援を行うっていう町独自策を私は提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

基本的には、1万円の商品券で対応していただきたいというふうに考えております。  
以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

いや、1万円の商品券はね、国からくる地方重点支援交付金でしょ。それは2億6,000万でしょ。だから町は4,000万出しますよね。だから4,000万でしょう、独自支援は。だから4,000万じゃなくて、先ほどから財調って言ってますけど、財調3億円使ったとしても、2億6,000万返ってくるんですから、4,000万なんですから、4,000万財調使うだけなんですから。

もう一声出してもらったら、その灯油ね、何万円も出せとは言いませんよ。けど、そのくらいは高齢者の皆さん、年金者の皆さんに、この物価高の中、やはり冬場ね。夏はエアコンをかけずに我慢して、今度は寒さに耐えながら高齢者が生活しないといけない。そういう方々がたくさんいらっしゃいます。だから、そこは本当に寄り添う、町民に寄り添う施策を、行政をやる町長なんですから、そこは決断をしていただきたいと思っておりますので、今後しっかり執行部の皆さんと政策会議にかけていただいて、お願いをしたいと思っております。

それと介護保険サービス利用者負担額の助成金交付事業についてです。これは議員の皆さんも執行部の皆さんもあまり知られてないかもしれませんが、これですね、介護保険が2000年に始まりましたときから、私ども日本共産党は、介護保険料、利用料を何とか町独自で支援ができないかということで考えました制度です。それで、その当時の田中町長がですね、これを受け入れていただきまして、本当に県下でも少ない利用料の減免制度というのが実現いたしました。

しかし、なかなか、ずっとこれまでの私が文厚委員におりましたときなども、決算などのときも、今の利用料状況どうですかという質問をいたしました。そのときも年間3人とか、2人とかですね、なかなか利用が厳しかったんですね。難しかったんです。だから、利用条件が厳しいんじゃないかと。もっと誰もがもう少し使えるような条件の制度にするべきじゃないかということも言っていました。——が、今回の先ほどの答弁ではもう今年度はゼロだということです。

だから、せっかく住民にとってありがたい減免制度があるのに、この物価高の折、少しでも住民の立場に立って、こういう制度があるんですよということをしっかり住民に伝えて、少しでも生活を楽しんでいくようなそういう行政の在り方で、この制度をもう少し広げていただきたい。広報で言うだけじゃなくて、対象者がある程度——あなたはどうでしょうかという、申請主義に今なってると思うんですけど、申請制度ではなくて、こういうのがありますよというふうな丁寧な行政サービスとしてね、やり方をしていただきたいということを思っておりますが、いかがでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

## 福祉課長（船津未華）

御質問にお答えいたします。

介護サービスを利用される時、介護の計画をケアマネさんが立てるような形になるんですが、やはり財政が厳しく生活が経済的に難しいということで、サービス量減らすとかいうような方もいらっしゃるようですので、ケアマネさんのほうにそういうチラシっていいですかね、

そういうのを作って、御案内していただくようにしようと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**10 番（岡田選子）**

制度があっても使われていないということが、障害者年金のときもそうでしたけども、それも住民にもっと知らせてくださいということで、今、障害者年金を申請される方も少しずつ増えているんじゃないかというふうに思っておりますので、この制度もですね、せっかく利用料が減免される制度を水巻町独自につくったわけですから、本当にこの制度、大事にですね、今本当に1円でも、1円でも儉約したいという住民の皆さんにぜひ、すべからくお知らせしていただきたいと思っております。

それとすみません。時間がなくて早口になってしまいますが、訪問介護事業所に対する支援です。本当に今、「しんぶん赤旗」が調査をいたしました。そして、訪問介護の事業所が1つもない自治体という消滅自治体というのを出示して、全国115市町村あるんですね、消滅自治体。そして14万人の方々そこに暮らしているところに、訪問介護の事業所がないというようなことで、今それに、この赤旗調査の結果を基に厚労省とかも動いてきております。

——が、介護報酬がですね、自公政権の折に低く下げられまして、本当に今介護事業所が苦しんでおります。それで介護保険がスタートしたときから、本当にどんどん、そのときから人件費は最低賃金は上がってるのに、訪問介護のヘルパーさんの報酬っていうのはもう下がってるんですよ。5%ですかね、下がってるんですよ。

だからそういう中で、なかなかヘルパー事業がうまく回っていかない。そしてまた物価高騰の折、経費もたくさんかさむ。それで賃金は安い、少ないから労働は過酷になっているという中でですね、本当に介護事業者がもうやっていけないということで、人手不足もありますね、もちろん。水巻町の社会福祉協議会も廃止しましたね、昨年。本当にこういう状況にあります。

ですから、先ほど水清会さんの町長の答弁で、一人暮らしの方々の見守りと生活支援を充実させていきますというような答弁がありましたけど、充実させたくてもできないんですよ。ヘルパーさんがいない、少ない。でもこれから放っておくと、どんどん潰れていきますよね。介護保険自体の制度が大きく変わって、介護報酬引き上げて、介護職員の処遇改善をしっかりと、月平均よりも8万円低いと言われている介護職員の皆さんの給料をしっかりと引き上げていくという改善が国でされない限り、なかなか根本解決にはならないんですけれども。

今、水巻町でその介護訪問の、このヘルパー事業、大変厳しい状況にあるかと思っておりますが、その点も町自身がつかんでいるのかどうかですね、その辺どうでしょうか。状況について説明をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津課長。

## 福祉課長（船津未華）

御質問にお答えいたします。

訪問介護事業所の実態というのは、直接調査したりはしておりませんので、つかんでおりません。また、そういう御相談もいただくことがないものですから、そういう状況でございます。

以上です。

## 議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 10番（岡田選子）

まずですね、水巻町に住んでる一人暮らしの高齢者の皆さんが、十分安心して、その生活支援を受けられているのかどうかっていうことは、やっぱりつかむ必要があると思うんですよ。それと介護事業所の実態がどうなんですかっていうのは、やっぱりつかんだ上でなければ、高齢者の皆さんの安心した老後、介護と、その介護がなければ現役世代が困るわけですよ。介護制度がしっかりあって、訪問介護の制度が十分機能しなければ、今働いている現役の皆さんが、介護離職とか介護休暇とかどンドン取って、自分たちのことになっていくわけですよ。ですから、ここはしっかりですね、町としても実態をつかんでいただいて、やっぱりできる支援はしていくということが町長、必要だと私は思います。

先日、私も一人暮らしの男性を——救急車呼びました。そのときにすぐに来ていただきたいと思って、訪問介護の事業所さんにね、したけど、「もうすみません。今、行けません」って。もうぎりぎりなんですよ。だから、もう本当にその場で、私も何とかかんとか、自分で手当しながら救急車を待ったわけですけども。

やはり一番生活支援に入っている皆さんが、訪問介護のヘルパーの皆さんが、一番高齢者の実態とか状況とか分かってるんですよ。排泄とか、もう食事とか全部生活を支援してるわけですから。ですから、これ大変大切な、私は訪問介護事業、水巻町で我が党の赤旗しんぶんの調査によりまして、福岡県ではまだ消滅自治体にはなっておりませんが、やはり今の実態はどうなのかということは、知る必要があると思いますので、実態をしっかり調べていただきたいと思います。

それとすいません。給食の無償化についてです。来年度からということで、まだ国からの予算が決められておりませんので、町長本当にやってくれるんだろうかと、少し不安も持っていたんですけども、やっていただけるようなので、はい、良かったです。

それで、その上に年間1億3,200万円ということでしたね、経費は。それで11か月で割りますと、1か月1,200万円です。来年の1、2、3月、3か月、無償化を始めますと3,600万円です。3,600万円あれば、今いる中学校3年生、1年間は無償化という、保護者にとってはありがたい恩恵を受けられることもできます。3,600万、独自支援としてですね、独自支援で財調を1億円ぐらいは使うつもりで、この物価高騰対策、消費税も下がりませんでした。下がっただけで皆さん少し安心とか希望とかが出てくるんですけど、消費税しないもんですから、もうその場し

のぎの対策でしかないんですけど。ぜひですね、物価高騰対策として、町独自で財調を使ってやるという、その姿勢を示していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

言うのは簡単ですけど、町独自、町独自というふうに言われておりますが、やはりですね、公平性というものを考えたときに、よく十分に精査してやっていきたいと思えます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 48 分 散会

本会議の顛末をここに記し、

相違ない事を証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

議 長

番

番